

平成29年10月10日（総17第20号）
在デンパサール日本国総領事館

1 アグン山の警戒情報

9月22日、バリ島アグン山の警戒レベルが最高のレベル4（危険 AWAS）に引き上げられたことに伴い、現在、山頂から12km圏内の区域は立ち入りが禁止され、その周辺の地区では現地警察等による住民避難が行われていますので、当館からは、アグン山周辺への渡航は中止または延期するよう注意情報を発出しています。

一方、バリ島内のその他の地域（クタ、スミニャック、ヌサドゥア、ウブドなどの日本人が観光で訪れる地域）については現段階では特に注意情報は出ていませんので通常どおりの状況です。

バリ州政府は、万一アグン山が噴火した場合に備えて、滞在外国人に向けた各種情報提供や空港閉鎖時の代替移動手段などを計画している由ですが詳細は未定です。今後の火山の活動状況を含めて、引き続き、最新の関連情報の入手に努めてください。

なお、今後バリ島に滞在予定の方は、「在留届」の提出または「たびレジ」に登録を忘れずをお願いします。

2 治安情勢

テロ関連情報

9月11日、西ヌサトゥンガラ州ビマで警察官2名が何者かに銃撃され負傷する事件がありました。警察は事件解決に向けて引き続き捜査を進めているところです。また、西ジャワ州でテロ容疑者が逮捕される等、インドネシア警察はテロの疑いのある動きに対して厳重な警戒態勢を敷いています。現時点で当館管轄内において具体的な脅威情報がある訳ではありませんが、テロはいつでも発生する可能性があります。引き続き、最新の治安情勢等の関連情報を入手し、日頃から危機管理意識を高く持つよう努め、テロの標的となりやすい場所（政府・警察関係施設、宗教関連施設、ナイトクラブなど多くの欧米人が集まる場所、ショッピングモール等不特定多数が集まる場所等）を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる等、安全確保に十分注意を払ってください。

3 一般情勢

(1) デング熱

バリ島内ではデング熱が依然流行しており、引き続き注意が必要です。デング熱には予防接種も予防薬もなく、蚊に刺されないようにすることが最善の予防方法ですので、防蚊対策を徹底し感染の予防に努めてください。なお、仮にデング熱が疑われる症状が発生した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な治療を受けるようにしてください。

(2) インドネシアにおける違法薬物一掃キャンペーン

ジャカルタ新聞によりますと、10月3日、東ジャカルタで行われた違法薬物撲滅イベントで、ジョコ・ウィド大統領は覚せい剤などの一掃キャンペーン開始を宣言し、違法薬物取締りに厳しい姿勢で臨む考えを強調するとともに、関係政府機関や地方自治体に違法薬物撲滅に向けた連携、協力を強めるよう命じたとの報道がなされています。

当地においても、警察当局は薬物犯罪の摘発を強力に推進しています。薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないようにしてください。

4 邦人事件・事故関係

(1) 在留邦人夫妻殺害事件の発生に伴う注意喚起

9月4日、ジンバラン地区で邦人が住むと見られる住居で火災が発生し、室内から男女の遺体が発見された事件で、バリ州警察は18日、同夫妻を殺害した容疑でインドネシア人男性1名を逮捕した旨発表しました。容疑者は警察の取調べに対して在留邦人宅へ盗み目的で侵入し、金品を奪おうとした際、抵抗されたので殺害したと自供しているとのこと。

当地では、外国人観光客等を狙ったひったくり、スリ等以外にも、空き巣などの盗み目的で住居に侵入する犯罪も頻繁に報告されています。門、ドア、窓には可能な限り複数の鍵を設置し、在宅中であってもこまめな戸締まりを心がけてください。仮に在宅時に不審者の侵入があった場合には、身の安全を第一に対処することが必要です。鍵のかかった部屋に避難し、それでも押し入ってきた場合には絶対に抵抗せず身体の安全を最優先に落ち着いて行動してください。

(2) 窃盗被害

午前8時頃、チャンゲー付近のビーチ（フィンズビーチクラブ）でサーフィンを終え駐車していたオートバイに戻ったところ、メットインの鍵が壊され、中に入れていたバックが盗まれていた、という窃盗被害が報告されています。ご注意ください。

(3) スリ・ひったくり

今月は、邦人が被害に遭ったスリ・ひったくり事案は当館に報告されていませんが、引き続き、繁華街における話しかけ・集団スリ（強盗）や、オートバイによるひったくりには注意が必要です。所持品の管理に注意し、徒歩での移動の場合には周囲に十分警戒してください。

(4) 薬の持ち込み制限

邦人観光客が医師に処方された常用薬（精神安定剤）を当地に持ち込もうとし、空港税関で違反を指摘される事案がありました。当地では精神薬等の持ち込みは規則で制限されており、持ち込みの際は、医師の処方箋（英文）を提示して税関申告書で申告する必要がありますのでご注意ください。

5 その他

(1) 在留邦人数調査の実施

外務省では毎年10月1日現在で海外に住む日本人の方についての調査を行っており、10月6日に在留届の記載内容変更の有無を確認するメールをお送りしておりますので回答をお願いします。

また、在留届は事件・事故が発生した際に援護対象者を確認するための基礎となります。1～2か月の短期間の滞在でも在留届の提出は可能です。まだ在留届を提出されていない方がお近くにいらっしゃいましたら、ぜひ在留届の提出をお勧めください。

(2) 事件・事故等遭遇時における総領事館への連絡

当館は「毎月の安全対策情報」「総領事館からのお知らせ」等をメール配信する等、皆様の安全対策に資する情報を発信していますが、万一、何らかの災害や事件・事故に巻き込まれるような状況に遭遇した場合は、当館までご一報ください。閉館時の休日・夜間も代表電話番号はオペレーターが対応いたしております。